

可児市農業委員会第8回農業委員会総会議事録

開催日時	平成30年8月3日（金）午後1時30分から3時50分
開催場所	可児市役所 5階第1委員会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、井藤 平榮、勝野 英俊、日比野泰成、 二宮 章二、鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、 渡邊 千春、山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、 可児すみ子、栗本 京治、溝口 知春
事務局	事務局長 渡辺 達也 課長 鈴木 広行、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第36号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第37号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第38号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第39号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第40号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第42号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について
議長	平成30年第8回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席委員は14名で、定足数に達しております。 また、推進委員については、出席委員は9名です。 これより、平成30年第8回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は議長において、2番大澤正幸委員、3番可児勉委員の両名を指名します。
議長	日程第2、議案第36号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第36号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。

今回は、売買による所有権移転 2 件と、交換による所有権移転 2 件の合計 4 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、譲渡人の大森の方と、譲受人の大森の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字黒明、地目は田で、面積は 90 m²、農振白地です。

「譲受人は申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画する」となっています。譲受後の耕作面積は 3,328 m²となります。

受付番号 2 の案件は、譲渡人の柿下の方と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字岡下、地目は田で、面積は 439 m²、農振農用地です。

「譲受人は申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画する」となっています。譲受後の耕作面積は 7,323 m²となります。

なお、譲渡人は、売買により平成 28 年 8 月に取得して概ね 2 年と期間が短いですが、病気により耕作ができなくなったため、譲渡することになりました。

受付番号 3 の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の下恵土の方との間における交換による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中西外 1 筆、地目は畑で、面積は合計 933 m²、農振区域外です。

「譲受人は、父である譲渡人と農地を交換し、申請地を取得して耕作の効率を図る」となっています。

受付番号 4 と同時申請となっており、譲受後の耕作面積は 5,319 m²で、耕作面積、営農状況等は父世帯を含みます。

受付番号 4 の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の下恵土の方との間における交換による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字豊田、地目は田で、面積は 1,169 m²、農振区域外です。

「譲受人は、子である譲渡人と農地を交換し、申請地を取得して耕作の効率を図る」となっています。

受付番号 3 と同時申請となっており、譲受後の耕作面積は 5,319 m²で、耕作面積、営農状況等は子世帯を含みます。

受付番号 1 から受付番号 4 までの案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

10 番 續木 委員

受付番号 1、大森をお願いします。

受付番号 1 につきまして、10 番 續木が現地確認結果の報告をします。

場所は、学校給食センターの南 200m、大森台団地入口から南東 100m に位置します。譲受人が農業を営むためには好適地であり、売買には何も支障がないと思われま

議長

受付番号 2、土田をお願いします。

4 番 井藤 委員

受付番号 2 につきまして、4 番 井藤が発表します。

この土地は 2 年ほど前に取得されており、初年度はきれいに田んぼが作ってありました。

去年の暮れあたりから荒れ始め、その原因が病気で耕作できないということで、今回新しい方に売買するということになり申請が出ております。新しい人になれば、荒廃地でなくなり、耕作もきちんとしていただけたと思います。

議 長 受付番号 3、4、下恵土お願いします。

可 児 委 員 3 番可児が発表します。

受付番号 3 ですが、場所は、下恵土の東濃信用金庫から北の方へ 300m くらいいったところで、父親である土地の所有者から息子さんへ渡すということで今回申請が出ております。息子さんの方は自宅に近いということで、この分を親さんから譲り受けるということで、場所的には何の問題もないと思われま。

次の受付番号 4 ですが、ここに先ほどの息子さんが持っている土地があり、父親の方へ渡すということで申請が出されております。現地を確認したところ、きれいに耕作もされておりましたので、何も問題はないと思われま。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

日 比 野 委 員 受付番号 3 と 4 ですが、譲受後の面積が全く一緒になっていて非常にめずらしいと思いますが、そうですか。

事 務 局 受付番号 3 と 4 につきましては、先ほど説明させていただきましたが、親子で農地を交換するというもので、譲受後の経営面積は親子合わせたものを記載しております。

日 比 野 委 員 わかりました。

議 長 その他何かご意見ございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第 2、議案第 36 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第 3、議案第 37 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 37 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は 3 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、申請人の瀬田の方が転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字土井ノ内、地目は畑で、面積は 144 m²、農振白地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は宅地となっており、許可後 1 箇月の計画としての申請です。

転用事由としましては、「貸駐車場として追認許可を求める」とのことで、農地法の許可を得ずに転用されていたことから、始末書が提出されております。

農地転用許可区分は、「市役所支所（中恵土連絡所）まで 260m」であることから、立地

基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

受付番号2の案件は、申請人の土田の方が転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字井ノ鼻、地目は田で、面積は654㎡のうち47㎡、農振白地で、申請地の東側は道路、西側は一体利用する申請人の宅地、南側は申請人の田、北側は山林となっており、許可後6箇月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、「隣接する住宅への進入路を整備する」とのことです。

農地転用許可区分は、「はぐみの森保育園まで220m、ひまわりファミリークリニックまで340m」であることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

受付番号3の案件は、申請人の下恵土の方が転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字針田外3筆、地目は田で、面積は合計1,490㎡、農振白地で、東側は道路、西側は道路、南側は道路、北側は畑と宅地となっており、申請地を中央で南北に分断するように水路があります。許可後3箇月以内に着工し、1年までの計画としての申請で、市の開発協議の対象案件です。

転用事由としましては、「共同住宅2棟を建築する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「準工業地域」であることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

なお、7月31日の現地確認の際、「転用地を東西に分断する水路は一体利用するのか」とのお尋ねがございましたが、水路は一体利用する計画ではありません。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障はないと思われます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。

受付番号1、中恵土をお願いします。

山田委員 受付番号1について、14番山田が説明します。

物件の概要ですが、中恵土連絡所から東へ可児川沿いに約200mの位置で、周りは静かな住宅地になります。

本件は、農地というより30年前から無断で駐車場として使われており、今回新たに整地する計画で始末書も出されています。雨水排水も道路側溝ですし、特に問題はないと思われます。

議長 受付番号2、土田をお願いします。

井藤委員 4番井藤が現地の確認結果を発表します。

この土地は、ひまわりクリニックや保育園があるところから可児川をはさんだ対岸です。

場所的には、土田の井之鼻というところで、ちょうど東の方にあたり、周囲は非常に開発されているさなかの一面にある土地です。今、南側からの道路はありますが、それでは不十分ということで東側に専用の道路を設けたいということで申請が出ております。雨水排水は道路側溝へ、その他についても現地確認の結果では何も問題ないと思われま

議 長 受付番号 3、下恵土お願いします。

可 児 委 員 3 番可児が発表します。

場所は、国道 248 号線バイパス、徳野南と文化創造センター a 1 a との中間地点、a 1 a より南へ 200m くらいのところ。下恵土も開発が進んでいて、田んぼを所有しているのはこの方のみという感じで、周囲は住宅で囲まれております。今回は共同住宅 2 棟を建築するという申請が出ておりますが、先ほど事務局から説明がありましたように、転用する土地 2 筆の間の水路を一体利用しないということですし、その他も特に問題はないと思われま

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

日 比 野 委 員 お尋ねします。

受付番号 2 について、面積が 47 m²ということですが、これは 1 筆でこういうことになっているのですか。

事 務 局 事務局からお答えします。

1 筆ではなくて、分筆をして 47 m²分を利用するということになっています。

日 比 野 委 員 はい。ありがとうございました。

議 長 その他何かございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第 3、議案第 37 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第 4、議案第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 38 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権移転 9 件と、使用貸借権設定 2 件の合計 11 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、譲渡人の御嵩町の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字野中外 2 筆、地目は畑、面積は合計で 1,440 m²、農振地域外で、申請地の東側は水路、西側は道路、南側は宅地と道路、北側は道路に隣接した水路となっており、許可後 8 箇月までの計画としての申請で、市の開発協議の対象案件です。

転用事由としましては、「譲受人が分譲住宅 6 棟を建築する」とのことです。

農地転用許可区分は、「やまもと整形外科クリニックまで 460m、たけうちこどもクリニックまで 500m」であることから、立地基準判定は「第 3 種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあり、土地改良区の同意があります。雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

なお、7 月 31 日の現地確認の際、「転用地の東側水路はどうなるか」とのお尋ねがございましたが、側溝の前のところはコンクリート打ちすることになっております。

受付番号 2 の案件は、譲渡人の兼山の方と、譲受人の愛知県犬山市の方との間における売買による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、兼山字九郎七、地目は田、面積は 808 m²、農振地域外で、申請地の東側は田と宅地、西側は雑種地、南側は水路、北側は道路となっており、平成 30 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が「太陽光発電施設を設置する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「太田歯科医院から 160m、和知すこやかクリニックまで 440m」であることから、立地基準判定は「第 3 種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

なお、7 月 31 日の現地確認の際、「地表部は何か処置をするのか」とのお尋ねがございましたが、透水性防草シートを敷設することです。

受付番号 3 の案件は、譲渡人の柿田の方外 3 名と、譲受人の下呂市の法人との間における売買による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、柿田字杉坪外 3 筆、地目は田、面積は合計 2,471 m²、平成 30 年 2 月 8 日付けで農振除外がされた農振白地で、申請地の東側、南側、北側は道路、西側は道路に隣接した用悪水路となっており、許可後 1 年までの計画としての申請で、市の開発協議の対象案件です。

転用事由としましては、「分譲住宅 9 棟を建築する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「東海環状自動車道可児御嵩 I C まで 330m」であることから、立地基準判定は「第 3 種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良管理組合の同意書があります。雨水排水は市排水路に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

なお、7 月 31 日の現地確認の際、「農転に伴う横断箇所の蓋は管理しやすいグレーチングにできないか」とのお尋ねがございましたが、グレーチングで計画されております。

受付番号 4 の案件は、使用貸人の久々利の方と、使用借人の久々利の方との間における使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字砂口、地目は畑、面積は 371 m²、農振白地で、申請地の東側は宅地と畑、西側は道路、南側は畑、北側は宅地と畑となっており、許可後平成 31 年 2 月

28日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、「妻の父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築する」との計画であります。なお、農地法の届出をせずに農業用倉庫を建築したことから、追認許可を求めるもので、始末書が提出されております。

農地転用許可区分は、「概ね10ha以上の一団農地の区域内にある農地」であることから、立地基準判定は「第1種農地」となり、不許可となりますが、「周辺住民の日常生活・業務上必要な施設、集落接続で設置（住宅含む）」の第1種農地の例外の許可基準に該当され、許可できるものと思われまます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は自然浸透、上水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、下水道は合併処理浄化槽で汚水を処理し、放流先は敷地内で蒸発散方式により行うとのことです。農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思ひます。

受付番号5の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の土田の法人との間における売買による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字井ノ鼻、地目は田、面積は654㎡のうち613㎡、農振白地で、申請地の東側は道路、西側は宅地と田、南側は道路に隣接した用悪水路、北側は譲渡人の田となっており、許可後平成31年2月15日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が「分譲住宅2棟を建築する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「はぐみの森保育園まで210m、ひまわりファミリークリニックまで340m」であることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思ひます。

受付番号6の案件は、使用貸人の土田の方と、使用借人の美濃加茂市の方との間における使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字下切、地目は畑、面積は299㎡、農振地域外で、申請地の東側は宅地、西側は宅地と畑、南側は使用貸人の宅地、北側は道路となっており、許可後6箇月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、使用借人が「父の所有地に使用貸借権を設定して一般個人住宅を建築し、農業用倉庫の追認許可を求める」との計画であります。

なお、農地法の許可を得ずに農業用倉庫を建築していたことから、始末書が提出されております。

農地転用許可区分は、「近隣商業地域」であることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思ひます。

なお、7月31日の現地確認の際、許可前着工をしていたことから、申請者に対し工事の中止を指示し、現地では資機材の撤去した旨報告を受けております。建築確認の許可は6

月に出ておりますが、建築業者の認識不足と農転の申請を行った行政書士との間での連携が取れていなかったことから許可前着工が発生したとのことで、8月2日に始末書が提出されております。

受付番号7の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の土田の方との間における贈与による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字下切外1筆、地目は畑、面積は合計260㎡、農振地域外で、申請地の北側の筆の東側は畑、西側は宅地、南側は譲渡人の宅地、北側は道路、南側の筆の東側は宅地、西側は宅地、南側は宅地、北側は譲渡人の宅地となっており、許可日から6箇月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、「隣接宅地を一体利用して一般個人住宅を建築する。また、住宅の追認許可を求め、許可後に解体して駐車場・進入路を整備する」との計画です。

なお、農地法の許可を得ずに住宅を建築したことから、始末書が提出されております。

農地転用許可区分は、「第1種住居地域」であることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

受付番号8の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の土田の方との間における交換による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字定安、地目は畑、面積は376㎡のうち96㎡、農振地域外で、申請地の東側は譲受人の畑、西側は道路、南側は譲渡人の畑、北側は道路となっており、許可後1箇月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が「畑への進入路を整備する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「第1種住居地域」であることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

なお、この所有権移転は、「交換」により行いますが、交換先の農地については現在申請の準備中で同時申請ではありません。「申請は同時でなくてもよい」旨は、可茂農林事務所に確認しております。

受付番号9の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は田で、面積は486㎡のうち208㎡、農振地域外で、申請地の東側は宅地、西側は雑種地、南側は道路、北側は譲渡人の畑となっており、許可後平成31年2月28日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が「一般個人住宅を建築する」とのことです。

農地転用許可区分は、「第1種住居地域」であることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は前面道路から接続、農

業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

なお、7月31日の現地確認の際、西側の隣接地の地目についてお尋ねがありましたが、土地の概要でご説明したとおり雑種地となっております。

受付番号10の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は田で、面積は486㎡のうち265㎡、農振地域外で、申請地の東側は宅地、西側は宅地、南側は譲渡人の畑、北側は道路となっており、許可後平成31年1月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が「一般個人住宅を建築する」とのことです。

農地転用許可区分は、「第1種住居地域」であることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

なお、7月31日の現地確認の際、受付番号9と受付番号10の確定測量の合計面積が公簿面積と異なっているとご指摘がございましたが、分筆登記を行う際に地積が更正される予定です。

受付番号11の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字堀田、地目は畑、面積は1,556㎡のうち756㎡、農振地域外で、申請地の東側は道路、西側は譲渡人の畑、南側は道路に隣接した水路、北側は宅地となっており、許可後6箇月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が「分譲住宅4棟を建築する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「第1種住居地域」であることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあり、土地改良区の同意があります。雨水排水は市排水路に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われれます。以上です。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

受付番号1、2、中恵土、兼山お願いします。

山 田 委 員

受付番号1、2について、14番山田が説明します。

物件の概要ですが、中恵土連絡所より北へ500m、さらに北に大型店舗が立ち並ぶ生活に便利と思われる場所にあります。

雨水排水は道路側溝へ流すということで、何も問題はないと思われれます。

受付番号2について、物件の概要ですが、本件は1年程前に計画されて中止になった土地です。

場所は、北に魚屋東町公民館があります。隣地は耕作されており、給排水や農機具の進

入などについては特に問題ありません。

議 長
栗 本 委 員

受付番号 3、柿田お願いします。

推進委員 8 番栗本が現地確認の結果を発表します。

先ほど、事務局の方から、国道 21 号と県道の間には用水路が流れていますが、その蓋はグレーチングをされると言われましたし、排水もこの用水路ではなく別の排水路に流すということで確認をいただいているとのことなので、何も問題はないと思われま

議 長
高 木 委 員

受付番号 4、久々利お願いします。

12 番高木が説明します。

場所は、久々利の町中で久々利川近くになります。使用貸人の娘婿が、使用貸人所有の畑に一般個人住宅を建てる計画です。

立地基準判定では、第 1 種農地の例外の許可基準に該当すると思われま

す。一般基準では、始末書が出されましたので、特に問題はないと思われま

議 長
井 藤 委 員

受付番号 5 から 10、土田お願いします。

4 番井藤が現地確認の結果を報告します。

受付番号 5 について、先ほど 4 条の受付番号 2 で出てきました土地の隣接したところになります。

4 条で自分の専用道路にする申請をされたところの南側を、2 棟の分譲地にするという申請です。

隣地の説明も済んでおりますし、雨水は道路側溝へ、上下水道は前面道路からと公共下水の方へ排水されるということで、また、周囲も住宅地になっているところなので、何も問題はないと思いま

す。次に受付番号 6 ですが、土田の白鬚神社のすぐ東側に隣接し、信号機のそばのところになります。先ほどご指摘がありましたように、農転をする前に基礎工事が入っておりまして、事務局の説明のとおり撤去され、始末書の提出をされるという処置をとられておりますが、その時に気が付いたのですが、県の建築指導の方から確認申請がおりているのではないかと、そういうこともありまして、これは検討願うとよろしいのではないかと、というのが私の所見です。この点については、ご審議いただきたいと思いま

す。続きまして受付番号 7 ですが、隣の宅地のそばに建物が建っておりまして、それを壊されたことに対して始末書が出されています。将来的には、申請者の個人住宅、駐車場と南側を通る道路進入路として農転したいということで申請が出されています。

隣地の所有者の説明も終わり、雨水排水は自然浸透、上下水道は前面道路からと公共下水へ排水ということになっており、農業に対しての特別な影響はないと思われま

す。受付番号 8 につきまして、図面による上の道が赤道であり、1m40 cm くらいしかないということで、左側から奥の農地へ通路を作りたいということで申請が出ております。特に問題はないと思いま

す。受付番号 9、10 ですが、これは土田の警察、そして工業施設の西南の信号から可児土田線の方へ上がって、高架へ登り始めた右側に並んで 2 つあり、周囲は住宅になっております。隣地所有者への説明は、どちらも宅地であるためされておられません。雨水は自然浸透、上下水道は前面道路からと公共下水道であり、農業への影響は特にないと思われま

議 長 受付番号 11、今渡お願いします。

浅野委員 推進委員 1 番浅野です。受付番号 11 について現地確認の報告をします。
場所は、市道ひのき坂交差点より南西へ 300m のところです。
転用目的は、分譲住宅を 4 棟建築する形で申請が出ています。
上下水道は前面道路からと公共下水道で、各問題はないと思います。雨水排水は市排水路より流します。現地確認の結果、問題はないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

事務局 まず、出ておりました受付番号 3 の排水の件につきまして事務局お願いします。
事務局より説明します。
現地で栗本委員よりご質問のありました南側に用水路があるということですが、こちらの方に放流してもらっては困るという話が出ておりましたが、それとは別に道路側溝を設けてましてそちらに放流するというので、用水路には放流しないと連絡を受けています。以上です。

議 長 それとあと 1 点、6 番の件で地元委員さんより皆さんにお諮りいただきたいという申し出がありますので、ご意見の方よろしくお願いします。

井藤委員 4 番井藤ですが、私もこうして農業委員をやっていますが、何年か前は農転しなくても基礎まではできた時代があったはずですが。これの尺度はどうか説明をお聞きしたいと思います。

事務局 事務局から説明します。
以前から、農地法はあくまでも許可を得てから着手をするというのが大前提ですので、事前に基礎までができるということはないという認識です。以上です。

井藤委員 はい、わかりました。

日比野委員 受付番号 3 ですが、用水路へ排水を流してはいけないと思いますが、東側に道路があって、ここは雨水がポンプ排水されているはずですが、道路側溝へ入れた水はどちらに流れていくか。できれば、ポンプアップしない方にした方がポンプの費用は市の費用じゃなかったかと思しますので、その方がよろしいかと思いますがそこはどうでしょうか。

事務局 事務局から回答します。
前面に計画されている道路側溝の流下方向は西側の方になっておりまして、西側から西側南北に走ります水路の方へ放流という形になっておりますので、東側にありますアンダーパスのところには流れないことになっております。以上です。

日比野委員 そうすると、ここにある水路は用水路ではないということなんですよ。それでよろしいですか。

栗本委員 いいですか。県道を挟んで 1 軒家がありますが、十字路になったところですが、ここに排水路があります。この家の裏のところからほんの少しだけ用水で取り入れる。ここより向こうは大きい排水に落ちます。

大澤委員 2 番の大澤ですが、事務局にお尋ねします。
受付番号 5 ですが、議案書の関係の作成の方法ですが、一つの土地の表記が、資料では 613 m² 1 筆とあるところ、議案書では 654 m² のうち 363 m²、654 m² のうち 250 m² 2 筆となっ

ていますが、なぜ議案書ではこのように筆を2つに分けられるのですか。

事務局 事務局から回答します。

これにつきましては、申請者の意向によって、分筆後の面積ということで申請が出てきております。

補足させていただきます。本来ですと、議案書では1筆 654 m²のうち 613 m²という書き方になるのですが、こちらの計画に2棟の分譲住宅を建築するとありますように、申請者側が今回本来の書き方ではなくて、分筆後の面積でそれぞれ申請したいという申し出がありまして、県に確認したところ、例外的ですがその書き方でも構わない、という回答をいただきました。それにより、議案書上は分筆後のものでそれぞれ挙げさせていただいておりますので、こういった表記になっております。

大澤委員 どちらでもよろしいということですか。結果的に言うと、前の6個に分譲するというものは1つになっているし、2つに分譲するものは2つになっているのですが、それは申請者の意向によって書けばいいという解釈をすればいいですか。

事務局 本来的には1筆、が原則です。今回は先ほど申し上げたとおり、申請者に交渉はしましたが、2筆に分けるといった前提で申請したいという申し出がありましたので対応しましたが、あくまでも原則は1筆でいただくということになります。

勝野委員 5番勝野が事務局に質問します。

受付番号1と受付番号4についてですが、受付番号1の図面をみますと、農業用倉庫らしきものが図示されています。これについては事案説明の段階で、追認許可を求め許可後に撤去してということに対し、すでに撤去済みのため削除してということになりましたが、例えば受付番号4について、同じように農業用倉庫の追認許可を求め許可後に撤去して、とありますが、追認許可を求めてから撤去する、片方は求めずにおいて撤去可能、この判断が迷いますので説明をいただきたいと思います。

事務局 受付番号1につきましては、書面上で確認させていただきましたのでこのように書かせていただきました。実は許可を受けなくても、是正をする行為なので撤去いただくことは構わない、その場合には始末書は不要、ということを確認をとっております。この説明が非常にわかりにくくて申し訳ありませんが、許可を受けないと撤去できないということではなく、作業的に一旦許可を受けていただいて、その後に撤去するということになってはいますが、許可前に撤去されていても構わないということです。

勝野委員 受付番号1はそれで納得できますが、受付番号4はどうなんですか。

事務局 受付番号4につきましては、申請者の申し出により許可後に撤去するということですので、許可までの間は現地にあるという状態で残っている関係で、始末書を提出するということになります。

勝野委員 参考に聞いておきます。申請前に撤去してしまっていれば問題ないわけですか。そういう解釈でいいわけですね。

事務局 そのとおりです。

勝野委員 わかりました。

日比野委員 受付番号11の資料図面のところで、小さな小屋のようなものがありますが、これは実際にはないんでしょうか。

事務局 事務局から回答します。
 現地では、ブロック積みの小屋があるのを確認しております。これは撤去予定になっておりますが、ここについては、県に提出する前に始末書を提出していただく予定になっております。

日比野委員 必要なのに現在出ていないということですか。
 事務局 そうです。
 菱川会長 今渡で現地確認をしまして、そこの写真の小屋のあった上にガラス温室が3棟ありました。ガラス温室は、ボイラーの重油倉庫と思われ、農業の建物だから申請なしで農業用倉庫として作られているのではないかと見て確認しました。重油何とか倉庫と書かれていたので、ハウスに関連するものだと確認してきました。

日比野委員 始末書が必要なのに、現時点で出されていないのはどうなんですか、ということをお願いしたところで、これは農業用倉庫であれば問題ないということですか。
 その詳細について教えていただけませんか。

事務局 今の件ですが、確かに農業用倉庫でしたが、届出については確認させていただきます。必要があれば、始末書を提出させます。
 今回の件に補足しまして、農業用倉庫の扱いについてですが、200㎡未満のものについては事前に届出をしていただければそれで足りるということになっています。ただ、実際に届出をされないケースも多くありまして、転用の時に始末書を出していただくということにつながっています。今後につきましても、先ほどのように事前に撤去されれば始末書は不要、是正されたとみなしますし、撤去されてなければ始末書を添付していただく、あるいは事後になりますが、農業用倉庫としてしっかり届出をいただくといったいずれかの手法をとりたいと思います。

議長 その他何か質問等ございませんか。
 山田委員 14番山田が太陽光発電についてお尋ねします。
 今回も兼山が該当する部分ですが、兼山はこのまま放っておいたら太陽光発電だらけになって問題かと思えます。山手の方に坊主山が控えており、下に木曾川が流れております。そういう環境の下で、先般の西日本災害でも太陽光発電がたくさん破壊されております。そういうことを考えて、建築指導課になると思いますが、太陽光発電のガイドライン、特に強度耐久性、照り返しの環境といったところのガイドラインはあると思いますが、どうなんでしょうか。議会でもよろしいんですが、そういったところの動きを説明していただきたい。

事務局 太陽光発電につきましては、いろいろあるかと思いますが、まず今回の案件については建築確認の申請が必要ないということで、可児市のホームページの中で、太陽光発電につきましては設置にあたって、先ほど山田委員が言われるようなガイドライン、「これを読んで適正な設置をするように」という配慮事項のようなものが出ておりますので、そういったもので事業者の方には対応していただくよう市としてはお願いしております。

山田委員 14番山田です。今回の図面を見ましたが、強度について、杭は工事用アンカー杭だと思いますが、2mピッチに各杭を打ち込むということになるかと思いますが、下は水田ですから、強度的にもつものとは思えないんですが。規制等、建築指導課や議会での動きという

のはどうなんですか。

事務局 太陽光発電につきましては、通常の場合建築確認の届出が必要ないということで、事業者の責任になってきますけれど、なかなか法的なところもありまして、今現在法律上の規制とか条例などで縛るといことがない、法律がないのでできないというところ。事務局としましても、こういった申請に対して、特に細かい指導というのができないというのが実情です。以上です。

議長 その他何か質問等はございませんか。

渡邊委員 事務局にお伺いしたいですけど、受付番号6についてです。

先方、農地転用する時に、現地確認の際に建築が行われていたということで、こういう場合、普通農地転用する場合、農業委員会事務局に申請される場合、どういう風に建てるかとかそういうことがあると思います。その時点で発覚・確認できるか、それだと家を建てられる方が建築課の方で確認されて家を建ててもいいですよという許可をもらっているということがあると思います。そういう場合、事務局と建築指導課とのつながりはどのようになっているのか、申請時に確認する方法はないのですか、ということについて確認をお願いしたい。

事務局 事務局から回答します。

総会にかける前に、申請に係る案件につきましては、建築指導課の方へすべての件については送るような形をとります。建築指導課の方から許可が出たかどうかではなく、問題があるかどうか確認をとっているということで、着手の時期といったところの確認ではなく、内容について建築指導課の方に送っている状況です。もし意見があれば、その段階で建築指導課より意見がつかってくるという形にはなりますけど、着手時期についての意見は出てこないのが現状です。

渡邊委員 2、3年前のことですけど、瀬田でそういうことがありました。現地確認する前に資料をいただくんですけど、その時点でおかしいということで、前もって確認したら、その家が100%近く建てた状態だったので、その時事務局と会長とで行って許可を止めた。農業委員としては、それはおかしいから平地にしてください、といったお話をしたんですけど、県の方へ申請を戻すと、極端に言うと可児市の恥だからということでお話を聞いたんですけど、なんとかそれを前もって横のつながりでなんとか止めるようお願いしたいんですけど。

事務局 建築基準法と農地法が連動していないところが良くないかもしれませんが、確認申請はご存じのように民間の審査機関でも審査されておりますので、そこで許可が事前におりてしまうと、今回のように農地法の許可が後追いになるケースがあります。現実的には、着工されてしまうことが起こり得るということです。防ぐためには、申請があった時に農業委員さんのご協力を得ながら、現地の工事を中止することぐらいしか今のところない状態です。

井藤委員 受付番号6の件について、これは最終的にはどうなりますか。次期へ持っていきますか。いわゆる採決で決めて「イエスですよ」というものか、「これはちょっとダメじゃないか。始末書も出ているのにどういことだ」と言って地元から突っ込まれた場合にいかがなものでしょうか。

事務局 この件については、おっしゃるとおりですが、当初に始末書をつけていただいた後に現

地確認に行っていたら、建築が始まったことが確認できたということで、その点についての始末書を再度提出してもらったところです。農業委員会の意見として付して、県に進達するという事は可能ですので、ただこちらで意見をまとめていただいて、必要があればそれを付して県に送る、そこで県側でどう判断されるかということになります。

井藤委員 これについてですが、県外の農業委員会で、こういう場合は、1箇月遅らせて的確な申請が出た時にもう一度審議をして許可を出したという話を聞いたのですが、その点について可児市ではどのようにお考えですか。

事務局 申請が出た場合は、速やかに審査して、このケースですと県に進達するという事ですので、今回のようなことがあっても、進達自体は通常の流れの中で行っていただくのが法律上の話であり、先ほど担当の方から言いましたように、農業委員会として進達の中でこういった案件について意見があれば、その意見を付して県の方で許可、不許可といった判断をするということで、ここの委員会で行っていただくことは、意見を付けるかどうかであり、その内容によって例えば1箇月遅らせるとか審査をし直すということにはできないというのが法律上の実情です。

井藤委員 わかりました。

日比野委員 確認させていただきたいんですけど、先ほど民間の確認申請もあり得るという話でしたが、確認申請を許可する際には、その土地は建物が建っていてもいい土地であるとか、そういったことを確認される制度にはなっていないのでしょうか。

事務局 あまり承知していないところがあるので、誤っていたら申し訳ないのですが、本来農地であれば農地法の許可がいるということは当然のことではありますが、確認申請においては建築基準法に照らし合わせて許可を下ろされているのではないかと思います。現にこういったケースが生じていますので、農地法の許可がないと下りないということにはなっていないのではと思われま。

勝野委員 今回の関連質問ですけど、ということは、農地法と建築基準法とはリンクしていないということですね。

先ほど、課長さんが、県の方に進達する時に意見を付けてとおっしゃられたのですが、そうなる何の意見が私たちに付けられるのですか。現地確認に私どもが行って、「やめなさい」と中止命令を出しました。出しましたけれど県はどうされますか、と県にあげるわけですか。ということは私たちは何も無いということなんですよ。大変失礼ですけど、県にあげても、中止命令を守ってしばらくは着手しないのですから、そんな風で許可を出さざるを得ないと感じました。そうすると、大変申し訳ない言い方ですが、前に1㎡以下の農転は事務局で処理してくださいと提案をしたことがあるんですけど、県の農業会議でそれはダメですと言われましたという話ですけどね。そんなつまらないことをやっていて、今回のような農業委員会としては大変重要な問題が、結果としては何の効力もない、罰則規定もないから仕方がないのかもしれませんが、何のためにやっているのかなという気がします。

前に高木委員がちらっと言われましたが、私も確か1年目、4年前だったと思いますが、農地の埋め立てが始まっていたということで問題になった記憶があるんですけど、それでも結果としてはズルズル終わってしまった、変な言い方ですが、特に止めることもできな

かった、という記憶があります。何らかの手を打たないと、いわゆる農転ということ自体が空分化するというか、なんとなくそんな気がしてしまいます。

事務局長 今、現行の可児市の農業委員会の権限といたしましては、4条、5条につきましては、進達ですので許可権限はございません。ですから、あげないということは、許可しないという実質的な意味においては同じようにできないということです。今、私どもに内部で県の方から4条、5条の権限委譲の話があります。内部的にはそちらに向けて協議をしております。そうなった場合に、ここで、というか市長に許可権限が出ると、その時に今のようなご意見を農業委員会からいただいて、市長が最終判断をする、一度中止するといってもう一度やったということに対して市長がこれはダメだと許可しないといった時に、あとの判断は、それが許可しないという判断が適切かどうかは地方の判断なんですね。少なくとも、今の現行の段階では、あくまでも進達でございますので、意見としてはこういう事実がありました、可児市農業委員会としてはこれは適切ではない、というような意見はできると思います。

勝野委員 わかりました。

議長 その他何かございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたしますが、今の話をなかなかまとめることができませんが、受付番号6に関しては意見を付議するということで審議を求めるのですか。それともこの場で出た意見は何もつけずに県に進達するのですか。意見が出ました、ということをもとめて付議をして進達するということですか。どういう風にまとめたらいいのですか。

事務局 この委員会で意見を付けるという判断がされれば、具体的に何々でこういう風でされていなかった、というような意見をつけて出すという判断をしていただくことになります。この受付番号6について、農業委員会としてこういった事実があったということをつけて県に進達する、もしくは特につけないとか、それを決めていただきます。

議長 ここで再度、地元委員のこうしていただきたいという意見を提出していただいて、それに対して皆さんの賛同を得るということで決めていきたいと思っております。

大澤委員 あまり理解していませんが、現場を見に行ったら着手していた、それはダメだよと言って止めたら止まったのですか、止まらなかったのですか。

井藤委員 その時点では、私たちの判断ではできなかった。着手されている、それを止めるという権限が農業委員にあるのかなんかの疑問でしたので、止めるとか止めないとかという前の時点で終わっています。

事務局 事務局からですが、今の件で、井藤委員、担当委員、事務局で現地に行きまして、現場が動いていましたので、委員の方から「現場監督さんは見えますか」と聞きましたが、見えなかったのです。現場で作業をしている方にも「やめて」ということはその時は伝えなくて、すぐに申請を出した行政書士の方に、「現場が動いているので至急止めるように」と電話で指示をしました。それで、現場は止まりました。指示に従ったということです。

大澤委員 結構だと思います。見つけたら止める、ということで。止まったんですよね。これがきちんと許可を出して、許可が下りた後にやりなさいという話をしたと思うので、それに従

えているならこのまま通すということだと思います。注意したけれどまだ作業をしている、言うことをきかないということなら、これは大きく取り上げなければいけないですが、現在事務局の指示に従って、許可をもらったらやるという態度であれば、この始末書という形でお許しいただいて県にあげて私はいいいと思います。

井 藤 委 員

今まで4年間のうちで、こういう事例が初めてで、やっぱり我々の地位と事務局の地位とのアンバランスなところもありまして、この場でそういった協議をしたことがなかったので、そういうことがわかっておれば、その場でちょっと待ってと話ができたと思いますが、そういう状態でしたので、今大澤委員が言われたように、始末書が出ているにもかかわらず進めてしまったけれど、本当に反省をしてみえるということならば、地元のことでもありますし、他に問題がなければ穏便に通してあげたいと私個人としては思っています。

事 務 局 長

市町村の農業委員会が、県の方への進達の意味ですね、普段大半がここで問題ないと会長さんにお諮りしているのですが、県に総合意見として進達の時は、問題ない時には許可相当という意見を出している、問題がない時は意見がないということではなく、許可相当であるという意見を出している。今回は、許可不相当であれば許可不相当という形で意見は出せると思います。

事 務 局

農業会議の会議に参加していますと、他市町村の事例だと農業会議で不許可相当という意見がついているケースもある。最終的には許可権者が決定しますので、ひっくり返って許可になる場合もあるということは伺っています。

議 長

それでは、今の事務局の説明を含めてお諮りしたいと思います。

日程第4、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長

異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長

日程第5、議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第39号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は1件の申請です。

受付番号1の案件は、当初事業者は、5条許可後に住宅を建築する予定でしたが、造成を行った後に建築資金が調達できず事業を断念しました。承継者は、アパートが手狭になってきたため、北側隣接地に両親が居住している申請地に住宅を建築するため、承認を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字広小路、地目は畑、面積は301㎡、農振地域外で、申請地の東側は用悪水路、西側は道路に隣接した用悪水路、南側は畑、北側は宅地となっており、承認後6箇月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、「一般個人住宅を建築する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「第1種住居地域」であることから、立地基準判定は「第3種農地」

と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあり、土地改良区の同意があります。雨水排水は土地改良排水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障はないと思います。

本件は、申請地に農地性がないことから「事業計画変更申請」のみで「5条申請」は不要となっております。

なお、7月31日の現地確認の際、「北側隣接地に両親が居住しているとのことだが、2軒のうちどちらか」とのお尋ねがありましたが、東側の住宅です。

以上で、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。
受付番号1、下恵土をお願いします。

可 児 委 員 3番可児が発表します。

詳しいことは事務局から説明があったとおりで、親さんが居住している隣に造成して家を建てるということで、先月その隣の方が申請を出され、今回この申請ということで、以前に5条申請がだされている場所であるので、何も問題はないと思われま

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第5、議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第6、議案第40号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第40号、土地現況確認申請書（非農地）について、内容を説明させていただきます。
今月は1件の申請があります。

受付番号1の案件は、土田の方が所有する田です。

土地の概要は、土田字下畑、地目は田、面積は131㎡です。

昭和30年頃まで耕作をしていましたが、昭和40年頃から山林化し、現在に至るとのことです。以上です。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。
受付番号1、土田をお願いします。

井 藤 委 員 4番井藤が現地確認の結果を報告します。

場所は、国道41号線の中濃大橋から南に行った初めての信号を左に曲がり、今渡の方へ向かった西側にあるところ

議 長 ような状態に見受けられましたので、この案件は適当であると確認してきました。
 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。
 【質疑なしの声多数あり】
 議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
 日程第6、議案第40号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、申請地
 が非農地にあたるものとしてこれを承認し、証明することにご異議ございませんか。
 【異議なしの声多数あり】
 議 長 ご異議ないものと認め、本案件は原案のとおり申請地が非農地にあたるものとしてこれ
 を承認し、証明することに決しました。

 議 長 日程第7、議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
 用集積計画に対する決定について」を議題といたします。
 それでは、事務局の説明をお願いします。
 事 務 局 議案第41号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画
 に対する決定について、説明させていただきます。
 今回の利用権の設定内容は、使用貸借5件、田が6筆3,151㎡、畑が1筆516㎡、合計
 7筆、3,667㎡の集積となります。新規としては4件、再設定としては1件です。
 受付番号1の案件は、貸人の広見の方と、借人の岐阜市の法人との間での使用貸借権の
 設定です。
 土地の概要は、羽崎字中坪外2筆、地目は田と畑、面積は合計1,902㎡、新規設定で、
 平成30年9月28日から平成40年9月27日までの10年間、利用集積を図るものです。
 受付番号2の案件は、貸人の川合の方と、借人の土田の方との間での使用貸借権の設定
 です。
 土地の概要は、土田字大道、地目は田、面積は1,145㎡、再設定で、平成33年8月まで
 の3年間、利用集積を図るものです。
 受付番号3から受付番号5までは、借人が同じなので、まとめて説明します。
 貸人の土田の方外2名と、借人の土田の方との間での使用貸借権の設定です。
 土地の概要は、土田字大道外2筆、地目は田、面積は合計618㎡、新規設定3件で、平
 成35年8月までの5年間、利用集積を図るものです。
 以上で説明を終わらせていただきます。
 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。
 【質疑なしの声多数あり】
 議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
 日程第7、議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
 用集積計画に対する決定について」は、原案のとおり承認し、市長宛てに報告すること
 にご異議ございませんか。
 【異議なしの声多数あり】
 議 長 ご異議ないものと認め、本案件は原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに決し

ました。

議長 日程第 8、議案第 42 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 42 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について、説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。

農用地利用配分計画案の内容については、議案第 41 号において、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対して決定され、権利設定された農地については、大森に事務所がある農業生産法人に対して使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

土地の概要は、羽崎字中坪外 2 筆、地目は田と畑、面積は合計 1,902 m²、新規設定 3 件で、平成 30 年 9 月 28 日から平成 40 年 9 月 27 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第 8、議案第 42 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」は「意見なし」とし、市長宛てに報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 42 号については「意見なし」と決定し、市長宛てに報告します。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。これをもちまして、平成 30 年第 8 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦勞様でございました。

<その他>

協議・報告事項

1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

届出者 13 名

田 16 筆 面積 18,815 m² 畑 29 筆 面積 9,296 m²

合計 45 筆 面積 28,111 m²

2. 平成 30 年度農地現況調査について
3. 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録簿の配布について
4. 今後の日程
 - ①現地確認 8月31日(金)
 - ②平成30年第9回総会 9月3日(月)午後1時30分から
 - ③農業委員・農地利用最適化推進委員大会 8月29日(水)午後1時から